

はまゆう会館環境衛生管理（害虫生息）点検業務仕様書

1 対象

横須賀市はまゆう会館

横須賀市衣笠栄町1丁目47番地

2 内容

上記施設内の「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（以下「ビル管理法」という。）に基づく貯水槽清掃、水質検査、排水槽清掃、害虫生息調査、空気環境測定、水道水残留塩素測定、排水関係清掃。

3 作業内容

ア 貯水槽清掃業務

- (1) 高置水槽（9 m³）の清掃を年1回行う。
- (2) 清掃は高圧洗浄機やブラシ、専用薬品を用いて行い、消毒を2回以上行う。
- (3) 点検作業として水槽構造材・各配管・水位検出器などの状態機能等を点検する。
- (4) 清掃後、槽内に給水を行い、止水装置の作動状況、揚水ポンプの運転作動状況と管末での流水状況を調べ、異常がない状態を確認すること。
- (5) ビル管理法に定められた水質検査を行う。

イ 排水槽清掃業務

- (1) 湧水槽（1. 2 7 5 m³、0. 7 6 5 m³）の清掃を年1回、汚水槽（3 0 m³）の清掃は年2回行う。
- (2) 清掃は高圧洗浄機やブラシを用いて行う。
- (3) 点検作業として水槽構造材・排水ポンプ装置・各配管・水位検出器などの状態機能等を点検する。
- (4) 清掃後、槽内に給水を行い、排水ポンプの運転作動状況と防虫・防臭対策を行う。

ウ 害虫生息調査

館内の適当な場所において、害虫等の生息調査を年2回行う。

エ 空気環境等測定

適当な館内10ヶ所において2ヶ月に1回、測定を行う。

オ 水道水残留塩素の測定（12月29日～1月3日を除く、週1回）

カ 排水関係清掃業務

排水系統が対象となるが、特に外回りの排水管、暗渠及び雨水枡、汚水枡等を

高圧洗浄機など用い清掃を行う。作業は年２回行う。

4 その他

下記の事項を留意し、業務にあたること。

ア 作業にあたっては必要な資格、登録を有すること。

イ 作業日を事前に調整し、作業にあたること。

ウ 作業の際に使用した施設・設備は原状回復すること。

エ 業務中に発生した故障及び異常については、直ちに報告をし、指示に沿って適切な対応を図ること。

オ 会館の入・退館時は必要な手続きをし、一般来館者の会館利用に支障が無いように配慮すること。

カ 本業務に係る官庁への届出などについて、必要な対応を行うこと。

キ 本仕様書に特に定めのない業務については、協議の上決定する。

5 報告書の提出

点検業務実施の結果について、点検業務報告書にて速やかに報告するものとする。